

爭議形態罷業の概要

所用日數五十五日
爭議形態罷業

日開催される歩合船夫大會の決議に基づき虚構にして無理解なる虚宣傳の風の中に、表面静かにして、その實生れるか知らぬかの決定的覺悟を持して戦艦の火薬を切つた。

試験したる眼目は、云ふまでもなく、最低標準賃銀制度の確立である事は誰も俟たる處であるが、神戸港内に於ける運送事業の健全なる發展のため、小船主諸君の經濟的の被縛は、その目的達成のために好まさる處にして、船夫の要望する眞底は、神戸港内に於ける小船主さしに於する歩合船夫の生活の確立に在つた。

その故に云々、小船主の經濟的没落は均しく船夫の生活破綻である事を信じ、永年の間懇まされたる中間擗取的プローカーの絶滅を期して罷業五十五日。

船夫のこの正義公正なる運動によつて、廢帝の櫻樹につけるアローーカーは必死となつてその闘争題目である公正なる寄生虫的プローカーの存在を許さざる機關の設置を要求する運動を妨害すべく、凡るる巧妙なる手段を講じて、之が設置の運動を破壊せんとし、爭議の途上に於いて、既に各船主と個々に交渉を始めたるが如く、或は又、既に爭議を打ち切り各船主と個々に協約を締めたるが如くに宣傳してこの運動を不成功に終らしめるために狂奔した。

だが然し、船夫は如何なる演宣傳の雨の降りでやうとも、この健全なる機關の設置を見る迄は断固として爭議を打ち切るものでない事を常に聲明し、その結果を防ぐために必死の闘争を繰けたのであつた。

彼等に飽き延び、この機關の設置が神戸港内に動く船夫の將來の生活を確立するための唯一の方法である事を信じて疑はなかつたからである。

だが然し、不幸にしてその船岬には爭議中策にして二分されるに至つた。

交涉經過

即ち、この正公会の統制機関の設置は餘りに長期に亘るがために、一時その統制機関設置の運動を打ち切り、暫定的機関としての運賃協定委員會を労資同側の委員によつて構成し、常任監視委員会を置いて、運賃の切り崩しを防止せんとする案をもつ人々の出現である。これは争議を繼續する事によつて營業主に不利益ながうむ一部の小船主諸君こそして居る船夫諸君の意志であつたが、我等は、何にしても、この困難なる割時代的な運動をして最も効果的な結果を達成しためには、強固なる團結の偉力を必要とするにかわらず、その團結努力の二分された事は、目的質疑のために取り返しのつかない過誤である事を知らねばならなかつた。だが然し、我々はこの時代的要求を起すに當つて、全く不用意の中に、何等の準備もなく、何等の豫備的運動を行ふ事なくして、急激に團結した處に、右の如き結果を招來する原因のあつた事を見なつて知る事が出来たのだ、將來に残されたる多くの仕事をなすに當つてよき経験があつたと思ふ。